

Q3. どのような場合に、消費者契約法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

消費者契約法第4条に規定する取消権により、不当な勧誘により締結させられた契約は、取り消すことができます場合があります。

例えば、事業者が、消費者契約（※1）の締結について勧誘する際、消費者に対し、靈感等の特別な能力により、消費者【又はその親族】の生命、身体、財産その他重要な事項について、そのままでは【現在生じ、若しくは】将来生じ得る重大な不利益を回避することができないと不安をあおり、【又はそのような不安を抱いていることに乗じて、】その重大な不利益を回避するには契約が必要不可欠と告げたために困惑して締結した契約を、消費者は取り消すことができます（消費者契約法第4条第3項第8号）（※2）。

※1 消費者契約

「消費者」と「事業者」との間の契約をいい、法人は、消費者契約法における「事業者」に該当するため、宗教法人もここでいう事業者に該当します。また、宗教法人と贈与等の契約をする個人は、通常、消費者契約法における「消費者」に該当すると考えられます。

※2 第210回国会（令和4年臨時会）における改正により、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲の【 】内の部分が拡大されました（令和5年1月5日施行）。

詳しくは[こちら](#)を御覧ください。